

第75回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
4階「フィガロ」の間

議案

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

郵送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：

2022年6月23日（木曜日）午後5時00分到着分まで

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主さまの安全を最優先とし、株主総会当日の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくとともに、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



株式会社 久世

証券コード：2708

経営理念

私達は、
明るい**信頼**される
会社になります

私達は、
お客様の立場に立ち、
最高の商品とサービスを
提供します

私達は、
絶えず革新に**挑戦**し、
たくましい会社にな
ります

私達は、
お客様、お取引先の
繁栄と株主、社員の
幸福に貢献します

私達は、
そのために会社の
成長と発展を
果たします

私達のありたい姿

システムで **運ぶ**、**つくる**、**考える**
「**頼れる食のパートナー**」

私達の使命は、創業以来続けてきた「食」で社会に貢献すること。
常に「挑戦」「成長」を続け「最高」の商品とサービスを提供する
ことで、全てのステークホルダーの「幸福」を実現し、
「信頼」される会社を目指しています。

私達の目指す役割

フードサービス・ソリューション・カンパニー

「運ぶ」「つくる」「考える」という3つの観点から、
『繁盛店づくり』のための様々なサポートを行い、課題を解決する
『フードサービス・ソリューション・カンパニー』です。

株主の皆様へ

株主の皆様には平素から当社の事業運営に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の第75回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当期は前期に引き続き、コロナ禍に苦しめられた1年となりました。第4波、第5波、第6波と3回の山が訪れ、感染拡大防止を図るために緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が都度発出され、国民生活に多大な影響を及ぼしました。私たちが事業の中心としております外食・中食市場のうち外食市場におきましても、店舗の休業要請や営業時間短縮要請を受けることとなり、特に酒類提供の制限が加わったことで飲酒を主体とする業態の多くは休業となり、当社の業績にも大きな影響がありました。

このような中、ウィズコロナ時代への対応として、物流センターの統廃合や配送の効率化などによる収益改善やスマホ対応の受注システムの導入などによる業務改善、また成長戦略の1つとして中食・惣菜、給食・ヘルスケア、テイクアウト・デリバリー業態などコロナに影響を受けにくい業態への営業活動に注力してまいりました。EC事業としては、楽天市場やASKUL&LOHACOなどへも出店し、BtoC向けの販売にもチャレンジしております。

こうした取り組みの結果、コロナ禍の影響が比較的少なかった第3四半期には黒字を確保できたものの、通期での業績は売上高438億円、売上総利益95億円、販売費及び一般管理費104億円、営業損失9億円となりました。

また、2022年3月に国分グループ本社株式会社と資本業務提携契約を締結いたしました。今後は両社の経営資源を相互活用し、中期的なビジョンを共有しながら業界発展に貢献すると同時に、両社グループの独自性や強みをさらに成長させることで企業価値の向上を図ってまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて以降2年以上が経過いたしました。人々はこの2年でそれまであまり意識することなく享受していた外食の楽しさや有難さをいろいろな制限を経験することにより「最も身近なエンターテインメント」として再認識したのではないかと思います。外食産業自体もコロナ禍を経て大きな変化を遂げています。こうした変化に適応し、引き続き「頼れる食のパートナー」として楽しい食の流通を担う役割を全うしてまいります。株主の皆様には引き続き倍旧のご高配、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

株式会社 久世 代表取締役社長

久世 真也

証券コード2708
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋二丁目29番7号
株式会社 久 世
代表取締役社長 久 世 真 也

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の収束がまだ見えない中、株主さまの安全確保および感染拡大防止のため、株主さまにおかれましては、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

-
- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階「フィガロ」の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
-

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kuze.co.jp>）にて、修正後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の2つの方法がございます。

株主総会ご出席による議決権行使



株主総会開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

<受付は午前9時00分に開始いたします>

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。
なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

郵送によるご行使



行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するよう
ご返送ください。

- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の目的
今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と税負担の軽減を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。
2. 資本金の額の減少の内容
 - (1) 減少する資本金の額
資本金の額576,458,556円のうち476,458,556円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。
 - (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日
2022年9月1日を予定しております。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由
「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
 - (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
 - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変更案
第1条～第13条 <条文省略>	第1条～第13条 <現行どおり>
(株主総会参考書類等のインターネット開示) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	<削除>
<新設>	(電子提供措置等) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第15条～第48条 <条文省略>	第15条～第48条 <現行どおり>
<新設>	(附則) <u>1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るために1名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** **く せ けん きち** 久 世 健 吉 (1945年8月30日生) **再 任**

候補者の有する当社の株式数

619,425株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月 当社入社
1974年5月 当社専務取締役
1978年5月 当社代表取締役副社長
1990年4月 当社代表取締役社長
2010年6月 キスコフーズ株式会社取締役
2012年5月 久華世(成都)商貿有限公司董事長
2013年4月 久華世(成都)商貿有限公司董事
2017年6月 当社代表取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

なし

候補者番号

2

く ぜ しん や
久 世 真 也

(1972年9月27日生)

再任

候補者の有する当社の株式数

291,750株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2002年10月 当社入社
- 2007年6月 当社取締役営業本部東京支店副支店長
- 2007年12月 当社取締役経営企画室長
- 2009年5月 当社取締役広域営業本部副本部長兼広域営業部長
- 2009年7月 当社常務取締役広域営業本部副本部長兼広域営業部長
- 2010年6月 キスコフーズ株式会社代表取締役社長
- 2010年7月 当社常務取締役
- 2011年5月 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 代表取締役社長
- 2011年7月 当社取締役
- 2012年5月 久世(香港)有限公司董事(現任)
- 2014年4月 旭水産株式会社取締役(現任)
- 2014年6月 当社取締役副社長
- キスコフーズ株式会社取締役(現任)
- 株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
- 2015年4月 当社取締役副社長営業本部長
- 久華世(成都)商貿有限公司董事(現任)
- 2015年8月 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役(現任)
- 2016年3月 上海日生食品物流有限公司監事
- 2017年6月 当社代表取締役社長(現任)
- 2017年10月 上海日生食品物流有限公司董事(現任)
- 2019年6月 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 取締役(現任)
- 2020年5月 株式会社ジェフサ取締役(現任)

重要な兼職の状況

- キスコフーズ株式会社取締役
- 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役
- 旭水産株式会社取締役
- 久世(香港)有限公司董事
- KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 取締役
- 久華世(成都)商貿有限公司董事
- 上海日生食品物流有限公司董事
- 株式会社ジェフサ取締役

候補者番号

3

か とう ひろ ただ
加 藤 広 忠

(1955年11月22日生)

再 任

候補者の有する当社の株式数

10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年7月 当社入社
2004年6月 当社取締役人事総務部長
2007年6月 キスコフーズ株式会社取締役（現任）
2009年10月 株式会社久世フレッシュ・ワン取締役
2011年7月 当社取締役経営サポート本部人事総務部長
2016年4月 当社取締役経営サポート本部長
2017年6月 旭水産株式会社取締役（現任）
2017年6月 株式会社久世フレッシュ・ワン監査役（現任）
2017年6月 当社常務取締役経営サポート本部長
2017年10月 上海日生食品物流有限公司董事（現任）
2018年3月 久華世(成都)商貿有限公司董事（現任）
2018年4月 久世(香港)有限公司董事
2019年6月 久世(香港)有限公司董事長（現任）
2021年4月 当社常務取締役（現任）

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
株式会社久世フレッシュ・ワン監査役
旭水産株式会社取締役
久世(香港)有限公司董事長
久華世(成都)商貿有限公司董事
上海日生食品物流有限公司董事

候補者番号 **4** **いち かわ あき お** **市 川 明 夫** (1962年10月19日生) 再 任

候補者の有する当社の株式数 一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年3月 当社入社
 2010年2月 営業本部商品部商品課MG
 2013年1月 営業本部商品部長兼資材用品課統括MG
 2015年4月 当社商品本部長
 2019年6月 当社取締役商品本部長
 2021年4月 当社取締役経営サポート本部長
 2021年6月 当社取締役コーポレートサポート本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

候補者番号 **5** **よし だ ひろ ゆき** **吉 田 弘 之** (1967年10月18日生) 再 任

候補者の有する当社の株式数 一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 株式会社中埜酢店入社（現株式会社 Mizkan Holdings）
 2011年4月 当社入社海外事業部担当部長
 2012年5月 久世(香港)有限公司董事
 久華世(成都)商貿有限公司董事総経理
 2013年1月 久華世(成都)商貿有限公司董事長総経理
 2016年1月 上海日生食品物流有限公司董事
 2016年8月 当社海外事業本部長兼マーケティング本部副本部長
 2017年3月 久華世(成都)商貿有限公司董事長（現任）
 2017年10月 上海日生食品物流有限公司董事長（現任）
 2020年4月 当社経営企画室長
 2021年4月 当社経営サポート本部副本部長兼経営企画部長
 2021年6月 当社取締役経営戦略推進室長
 キスコフーズ株式会社取締役（現任）
 2022年4月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社取締役
 久華世(成都)商貿有限公司董事長
 上海日生食品物流有限公司董事長

候補者番号

6

ひら かわ
平 川

いさお
功

(1955年6月30日生)

再 任

社 外

独 立

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 鐘紡株式会社入社
2006年5月 同社事業管理室長
2007年8月 カルビー株式会社入社
2008年6月 同社執行役員CFO
2010年4月 同社執行役員財務経理本部長
2012年2月 同社執行役員社長付特命事項担当
2012年6月 同社常勤監査役
2019年6月 当社社外取締役（現任）
2020年7月 株式会社フロンティアインターナショナル監査役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社フロンティアインターナショナル監査役

候補者番号

7

すずき かいち
鈴木 嘉一

(1962年4月2日生)

新任

社外

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1985年4月 国分株式会社（現 国分グループ本社株式会社）入社
- 2010年4月 国分株式会社酒類統括部長
- 2011年1月 国分株式会社酒類統括部総括・育成商品担当部長兼開発商品担当部長
- 2012年1月 国分株式会社フードサービス事業部長
- 2014年1月 国分株式会社フードサービス事業部長兼物流事業部長
- 2015年1月 国分株式会社フードサービス事業部長兼低温フレッシュ・フードサービス統括フードサービス担当部長兼物流統括部長
- 2015年5月 株式会社ニッコトラスト社外取締役（現任）
- 2016年1月 国分グループ本社株式会社執行役員フードサービス事業部長兼低温フレッシュ・フードサービス統括部フードサービス担当部長
- 2019年3月 国分グループ本社株式会社執行役員フードサービス事業部長兼グループ戦略推進室長兼低温フレッシュ・フードサービス統括部フードサービス担当部長
- 国分グループ本社株式会社取締役執行役員経営統括本部副本部長兼フードサービス事業部長兼グループ戦略推進室長
- デリシャス・クック株式会社取締役（現任）
- 2021年1月 国分グループ本社株式会社取締役執行役員経営統括本部副本部長兼マーケティング・商品統括部長兼フードサービス統括部長兼戦略推進室長
- 2021年3月 国分グループ本社株式会社取締役常務執行役員経営統括本部副本部長兼マーケティング・商品統括部長兼フードサービス統括部長兼戦略推進室長（現任）
- 国分首都圏株式会社取締役（現任）
- 国分西日本株式会社取締役（現任）
- 旭トラストフーズ株式会社取締役（現任）
- 中部食糧株式会社取締役（現任）
- 株式会社山吉取締役（現任）
- 新潟酒販株式会社取締役（現任）

重要な兼職の状況

国分グループ本社株式会社取締役常務執行役員経営統括本部副本部長兼マーケティング・商品統括部長兼フードサービス統括部長兼戦略推進室長

国分首都圏株式会社取締役

国分西日本株式会社取締役

旭トラスTFーズ株式会社取締役

デリシヤス・クック株式会社取締役

中部食糧株式会社取締役

株式会社山吉取締役

新潟酒販株式会社取締役

株式会社ニッコトラスト社外取締役

- (注) 1. 取締役候補者 久世健吉氏は、当社との間に次の特別の利害関係があります。
当社は同氏との間に、不動産の賃貸借契約書に基づく賃借取引があります。
2. 上記1を除き各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者 平川功氏、鈴木嘉一氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は平川功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が本総会にて取締役に選任された場合は、引き続き、同氏を独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由および期待される役割の概要
- (1) 平川功氏は、長年にわたる企業での経営企画・財務経理部門の豊富な経験に基づく優れた経営判断能力を有しており、2019年6月に当社社外取締役に就任後、客観的な視点から当社の経営に的確な助言をいただいております。今後も、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、平川功氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
- (2) 鈴木嘉一氏は、国分グループ本社株式会社の取締役常務執行役員経営統括本部副本部長としてマーケティング・商品統括部並びにフードサービス統括部の部長および戦略推進室の室長を務めております。これまでの経歴から専門性の高い知識と経験を活かし、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、広範な視点から当社の取締役会の適切な意思決定および経営監督の実現に貢献いただけると判断し社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、社外取締役候補者である平川功氏と責任限定契約を締結しています。本議案において平川功氏が選任され就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるよう当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者鈴木嘉一氏につきましても、本議案において選任され就任した場合、当社との間で当該契約を締結する予定であります。
なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年8月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認された場合、各氏は被保険者となります。
- (1) 補填の対象となる保険事故の概要
会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
- (2) 保険料は全額会社負担としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 和井田堯彦氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

わ い だ た か ひ こ
和 井 田 堯 彦

(1942年5月22日生)

再 任

社 外

独 立

候補者の有する当社の株式数

一株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1966年4月 キューピー株式会社入社
1988年12月 同社研究所研究4部長
1994年9月 同社新製品企画室長
1997年2月 同社取締役新製品企画室長
2000年7月 同社取締役営業本部商品部長
2001年2月 同社常務取締役商品本部長
2005年2月 同社退社
2010年6月 当社社外監査役（現任）
2013年6月 キスコフーズ株式会社監査役（現任）

重要な兼職の状況

キスコフーズ株式会社監査役

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 和井田堯彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は和井田堯彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外監査役候補者と和井田堯彦氏の選任理由について
(1) 同氏は、企業経営に対する幅広い見識と知識を有し、客観的立場から、経営の透明性、監査機能の強化を図るため、社外監査役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。
(2) 同氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって12年となります。
5. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年8月に更新をする予定です。本議案において、和井田堯彦氏が選任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
(1) 補填の対象となる保険事故の概要
会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
(2) 保険料は全額会社負担としております。

株主総会参考書類

(ご参考) 本総会終了後の取締役および監査役のスキルマトリックス (予定)
 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に当社が各取締役および各監査役に期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

		企業経営 経営戦略	営業・ マーケテ ィング	物流	商品開発 ・調達	財務・ 会計・ ファイナ ンス	IT・ デジタル	人事・ 労務・ 人材開発	法務・ リスクマ ネジメン ト	ESG・ サスティ ナビリテ ィ	国際性 グローバ ル経験
		取 締 役	久世 健吉	●							
久世 真也	●									●	●
加藤 広忠	●			●						●	
市川 明夫	●				●	●	●	●	●	●	
吉田 弘之	●		●							●	●
◎ 平川 功	●					●			●	●	
○ 鈴木 嘉一	●		●	●	●						
監 査 役	後藤 明彦					●			●		
	◎ 和井田 堯彦					●			●		
	◎ 大鹿 博文					●			●		

(注) このスキルマトリックスは、すべての知見や経験を表すものではありません。

◎は社外独立役員、○は社外役員を示しております。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、年間を通じて新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けました。感染拡大が繰り返し続き、この間緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が都度発出され、リモートワークや3密の抑制の規制等も出され、国民生活に多大な影響を及ぼしました。

当社グループが事業活動の中心としております外食・中食市場のうち外食市場におきましては、感染症拡大防止を目的に飲食店等に対し休業や営業時間の短縮あるいは酒類の提供禁止要請といった措置が長期化したため、当社のお客様の経営や運営にも大きな影響が出ました。

このような状況のもと、当社は引き続き事業ミッションである「頼れる食のパートナー」としての役割を全うすべく事業存続のために、物流経費の圧縮や一部社員の外部志向も実施して損益分岐点の低減に取り組みました。また既存のお客様へのサービス維持・継続に努め、同時に中食・惣菜関連、給食・ヘルスケア関連等の新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくい業態への営業活動に全社一丸で取り組みました。さらに、今期から事業化したECの物流事業受託事業も堅調に推移しております。

財務面では9月に株式会社日本政策投資銀行から資本性劣後ローンにより20億円を調達して資金繰りの安定化に努めました。また、3月に国分グループ本社株式会社に対し第三者割当による新株式発行および自己株式処分を行うことと致しました。同社とは資本提携に留まらず「物流機能」「情報システム」「商品購買」「共通情報プラットフォーム」「人財育成」等の業務面での提携を進め、当社グループが保有する国内業務用卸売事業に関する機能・ノウハウ等の経営資源と、同社が保有する物流・販売網等の経営資源の相互活用による両社の企業価値向上を目指すことと致しました。

その結果、当連結会計年度の実績につきましては、売上高は438億51百万円（前年同期比15.8%増）、営業損失は9億8百万円（前年同期は23億36百万円の営業損失）、経常損失は7億46百万円（前年同期は20億76百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は7億27百万円（前年同期は18億61百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

(食材卸売事業)

当セグメントにおきましては、当社グループは経費削減による損益分岐点の低減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けにくい業態への営業活動に注力してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は390億74百万円（前年同期比15.2%増）、セグメント損失（営業損失）は3億59百万円（前年同期は16億4百万円のセグメント損失）となりました。

(食材製造事業)

当セグメントにおきましては、主に連結子会社キスコフーズ株式会社が食材製造を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響による外食企業等への売上の減少や原料費の上昇の影響があった一方、セントラルキッチンに保有されるお客様や通信販売を伸ばされているお客様向けの販売は引き続き堅調に推移しました。

その結果、売上高は46億68百万円（前年同期比18.1%増）、セグメント利益（営業利益）は1億78百万円（前年同期比98.9%増）となりました。

（不動産賃貸事業）

当セグメントにおきましては、主に連結子会社を対象に不動産賃貸を行っております。当事業の売上高は1億40百万円（前年同期比0.3%増）、セグメント利益（営業利益）は96百万円（前年同期比13.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社および連結子会社が業容拡大のために実施いたしました設備投資の総額は1億69百万円であり、その内訳は、食材卸売事業34百万円、食材製造事業1億9百万円、その他24百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に伴う資金は、自己資金にて充ちいたしました。なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行との間でコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントラインの総額は30億円で借入実行残高はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑧ 対処すべき課題

当社グループが事業活動の中心としております外食・中食市場におきましては、飲食店やレジャー施設に対する各種規制が緩和され、外食需要は徐々に回復していくことが予想されます。さらに、海外からの旅行者の受け入れ枠拡大も予定されており、エアケータリング、ホテル・旅館における飲食需要も増加が見込まれます。これら外食需要の増加傾向に適切に対処していくことが第一の課題であると認識しております。

第二の課題は人々の行動様式の変化への対応です。コロナ禍により中食・惣菜、テイクアウト・デリバリー需要が大きく伸長しました。また、飲酒を中心とした外食需要も繁華街から郊外へのシフトが見られました。これら需要の変化が定着し、さらに拡大するかどうかの見極めを行い、経営資源の適切な配分を行うことが必要であると考えます。

第三の課題は、EC事業の利益寄与です。この事業は通販事業者向けの物流受託並びに当社独自のEC事業です。これまで事業遂行体制を整えることに注力してまいりましたが、今後は利益確保のための事業規模拡大が必要であると認識しております。

(2) 財産および損益の状況

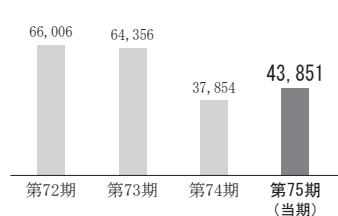
① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 72 期 (2019年 3 月期)	第 73 期 (2020年 3 月期)	第 74 期 (2021年 3 月期)	第 75 期 (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	66,006	64,356	37,854	43,851
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	372	69	△2,076	△746
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	209	△290	△1,861	△727
1 株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	56.67	△78.55	△502.79	△196.53
総 資 産 (百万円)	22,564	18,060	17,944	17,674
純 資 産 (百万円)	6,165	5,335	3,497	2,777
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,657.61	1,441.35	944.79	750.35

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

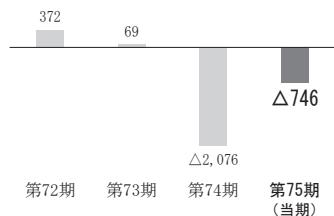
■ 売上高

(単位:百万円)



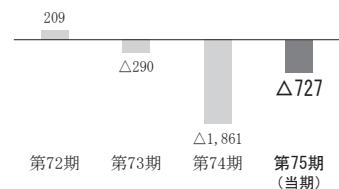
■ 経常利益又は経常損失(△)

(単位:百万円)



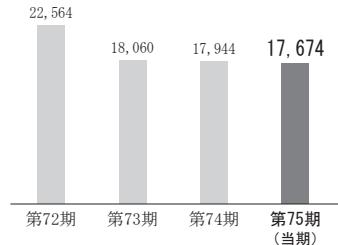
■ 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(単位:百万円)



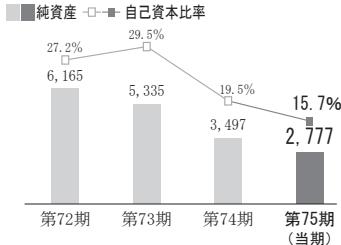
■ 総資産

(単位:百万円)



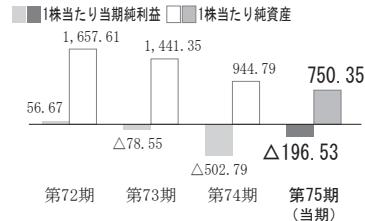
■ 純資産/自己資本比率

(単位:百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 /1株当たり純資産

(単位:円)



事業報告

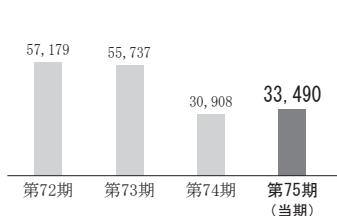
② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 72 期 (2019年 3 月期)	第 73 期 (2020年 3 月期)	第 74 期 (2021年 3 月期)	第 75 期 (2022年 3 月期)
売上高 (百万円)	57,179	55,737	30,908	33,490
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	145	△107	△1,981	△863
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	99	△347	△1,733	△807
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	26.75	△94.01	△468.23	△218.06
総資産 (百万円)	18,850	14,705	13,850	13,428
純資産 (百万円)	4,308	3,579	1,781	881
1株当たり純資産 (円)	1,164.08	967.16	481.26	238.04

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、2022年3月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

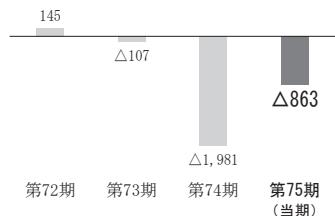
■ 売上高

(単位: 百万円)



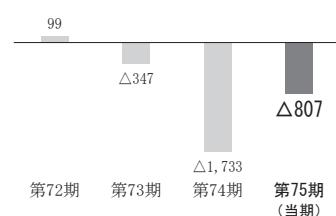
■ 経常利益又は経常損失(△)

(単位: 百万円)



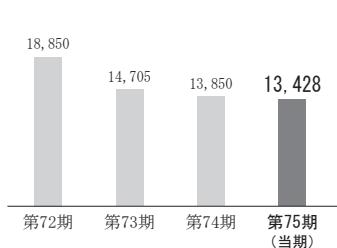
■ 当期純利益又は当期純損失(△)

(単位: 百万円)



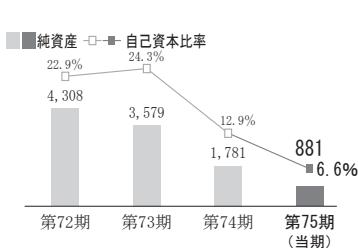
■ 総資産

(単位: 百万円)



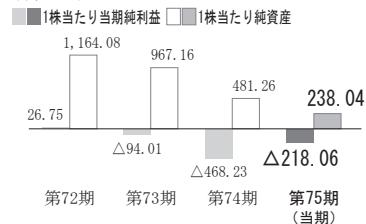
■ 純資産/自己資本比率

(単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) /1株当たり純資産

(単位: 円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
キスコフーズ株式会社	百万円 300	% 100.0	ブイヨン、スープ、ソース等の製造販売
株式会社久世フレッシュ・ワン	百万円 30	% 100.0	生鮮野菜および農産物の販売
旭水産株式会社	百万円 50	% 100.0	水産物の仕入・販売並びに加工食品の開発および販売
久世（香港）有限公司	百万HK\$ 40	% 100.0	海外事業における情報収集
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED	百万NZ\$ 6	% 100.0 [100.0]	ソース類の製造
上海日生食品物流有限公司	百万US\$ 1	% 100.0 [100.0]	業務用食品卸売、輸出入、物流、倉庫、仕入品簡易加工
久華世（成都）有限公司	百万元 7	% 100.0 [100.0]	業務用食品卸売、輸出入、物流、倉庫、仕入品簡易加工

(注) 「議決権比率」欄の[内書]は、間接所有であります。

(4) 主要な事業内容

外食産業向け食材等の卸売事業、ブイヨン、スープ、ソース等の製造販売事業、不動産賃貸事業

(5) 主要な営業所等

① 当社

本社 東京都豊島区東池袋二丁目29番7号

西東京支店（東京都豊島区）

東東京支店（東京都豊島区）

横浜支店（神奈川県横浜市）

大阪支店（大阪府大阪市）

多摩営業所（東京都武蔵野市）

埼玉営業所（埼玉県戸田市）

千葉営業所（千葉県千葉市）

名古屋営業所（愛知県名古屋市）

戸田DC（埼玉県戸田市）

横浜DC（神奈川県横浜市）

川崎DC（神奈川県川崎市）

藤沢DC（神奈川県藤沢市）

厚木DC（神奈川県厚木市）

千葉DC（千葉県千葉市）

名古屋稲沢DC（愛知県稲沢市）

大阪天保山DC（大阪府大阪市）

② 主要な子会社

キスコフーズ株式会社

（東京都豊島区）

株式会社久世フレッシュ・ワン

（東京都豊島区）

旭水産株式会社

（東京都江東区）

久世（香港）有限公司

（香港）

KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED

（ニュージーランド）

上海日生食品物流有限公司

（中国）

久華世（成都）有限公司

（中国）

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
613名	13名減

- (注) 1. 上記従業員数には、嘱託社員42名を含んでおります。
2. 上記従業員の他、臨時雇用者330名（1日1人7.5時間換算）を雇用しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計または平均	334名	21名減	40.4歳	10.6年

- (注) 1. 上記従業員数には、子会社他よりの出向受入者3名、嘱託社員24名を含んでおります。
2. 上記従業員の他、子会社他に出向者20名がおります。
3. 上記従業員の他、臨時雇用者248名（1日1人7.5時間換算）を雇用しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,206百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	693百万円
株式会社三井住友銀行	688百万円
農林中央金庫	300百万円
株式会社横浜銀行	274百万円
株式会社りそな銀行	200百万円
日本生命保険相互会社	17百万円

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式総数 | 3,882,500株 |
| ③ 株主数 | 4,109名（前期末比275名増） |
| ④ 大株主（上位10位） | |

株主名	持株数	持株比率
久世健吉	619,425株	16.73%
久世真也	291,750株	7.88%
久世純子	217,800株	5.88%
日本生命保険相互会社	140,000株	3.78%
株式会社トーホー	135,000株	3.64%
久世将寛	130,500株	3.52%
久世社員持株会	129,425株	3.49%
久世晃介	128,100株	3.46%
株式会社みずほ銀行	125,000株	3.37%
株式会社極楽湯ホールディングス	125,000株	3.37%

（注）持株比率は、自己株式（181,118株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	久世健吉		
代表取締役社長	久世真也		キスコフーズ㈱取締役 ㈱久世フレッシュ・ワン監査役 旭水産㈱取締役 久世(香港)有限公司董事 KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED 取締役 久華世(成都)商貿有限公司董事 上海日生食品物流有限公司董事 ㈱ジェフサ取締役
常務取締役	加藤広忠		キスコフーズ㈱取締役 ㈱久世フレッシュ・ワン監査役 旭水産㈱取締役 久世(香港)有限公司董事長 久華世(成都)商貿有限公司董事 上海日生食品物流有限公司董事
取締役	市川明夫	コーポレートサポート本部長	
取締役	吉田弘之	経営戦略推進室長	キスコフーズ㈱取締役 久華世(成都)商貿有限公司董事長 上海日生食品物流有限公司董事長
取締役	平川功		㈱フロンティアインターナショナル監査役
常勤監査役	後藤明彦		久華世(成都)商貿有限公司監事 上海日生食品物流有限公司監事
監査役	大鹿博文		イーウェストコンサルティング㈱代表取締役 ㈱チャーム・ケア・コーポレーション社外監査役 ㈱スマートバリュー社外取締役
監査役	和井田堯彦		キスコフーズ㈱監査役

- (注) 1. 取締役平川功氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大鹿博文氏、和井田堯彦氏は社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役平川功氏および監査役大鹿博文氏、監査役和井田堯彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当社は、保険会社との間で、取締役および監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。
 (1) 補填の対象となる保険事故の概要
 会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
 このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。
 (2) 保険料は全額会社負担としております。

② 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、2021年2月22日の取締役会において、取締役の個人別報酬等の決定方針を決議しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社および当社グループが「頼れる食のパートナー」として持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図れるよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、各取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬にて支払うこととしつつ、今後の当社を取り巻く事業環境の変化に応じて、業績連動報酬等や非金銭報酬等を含めた報酬体系への移行を検討していく。なお、社外取締役の報酬は、客観的立場に基づき当社経営に対する監督および助言を行うという役割を考慮し、月例の固定報酬のみを支給する。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針も含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社は、現時点では業績連動報酬等および非金銭報酬等については、採用しないこととする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

上記のとおり、当社は、現時点では業績連動報酬等および非金銭報酬等について採用しないことから、金銭報酬のみである。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

上記委任をうけた代表取締役社長は、社外取締役の客観的立場に基づく助言を受け、客観性と妥当性を考慮し決定する。

以上の決定方針と株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、役員報酬内規等の一定の基準を基に2021年6月24日開催の取締役会において取締役個別の報酬額の算出の授権を受けた代表取締役久世真也が決定しております。

なお、代表取締役社長久世真也に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。

③ 会社役員の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取締役	6名	104百万円	内社外1名7百万円
監査役	3名	25百万円	内社外2名11百万円
合 計	9名	130百万円	

- (注) 1. 2007年6月27日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）、監査役の報酬額は年額36百万円以内とご決議いただいております。当該決議に係る取締役の員数は8名、監査役の員数は2名であります。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額8百万円を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

- 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

社外取締役平川功氏の兼職先である㈱フロンティアインターナショナルは当社と資本・商取引等の関係はありません。

社外監査役大鹿博文氏の兼職先であるイーウェストコンサルティング㈱および㈱チャーム・ケア・コーポレーション、㈱スマートバリューは当社と資本・商取引等の関係はありません。

- 社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役平川功氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

- 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会	監査役会	主な活動状況
社外取締役	平 川 功	21/21 回 (100%)	—	当事業年度開催の取締役会には、21回中21回に出席し、経営企画・財務経理部門の豊富な経験をもって意見を述べるなど、業務執行者から独立した客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	大 鹿 博 文	20/21 回 (95%)	12/12 回 (100%)	当事業年度開催の取締役会には、21回中20回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
社外監査役	和井田 堯 彦	20/21 回 (95%)	12/12 回 (100%)	当事業年度開催の取締役会には、21回中20回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には12回中12回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 37百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき

金銭その他の財産上の利益の合計額 37百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画と実績の比較、監査時間および報酬額を確認し、当事業年度の監査予定時間および報酬額の妥当性を検討した結果、監査法人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社および当社グループ会社の取締役、従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は「経営理念」および社員の行動基準である「KUZE WAY」を定め、これをすべての判断基準に据えて、目指すべき企業の実現のため邁進する。
- ② 業務が適正に遂行される体制構築のため、「基本規程」、「組織運営規程」、「就業規程」、「業務管理規程」等を定める。
- ③ 取締役が他の取締役の法令または定款違反を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存および管理を行う。
- ② 取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制の基礎として、「危機管理マニュアル」を定め、事業の推進に伴って生じ得るすべてのリスクを詳細に把握・分析しこれに備える。
- ② 定期的開催されるリスク・コンプライアンス管理委員会において、各部門で発生しているリスクを共有するとともに対応策を指示する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に取締役、監査役によって構成される常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」に、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社における業務が適正に遂行される体制構築のため、グループ共通の「経営理念」並びに社員の行動基準である「K U Z E WAY」を定め、それを基礎としてグループ各社で規程を定めている。また、管理業務の一元化（人事・総務、経理・財務、情報システム）により適切な業務管理を行う。
- ② 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告と重要事項について事前協議を行う。
- ③ 取締役は子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告する。

(6) 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。
- ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された従業員への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会、常務会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類を閲覧する。取締役は、取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況を報告する。
- ② 取締役および従業員は、重要な法令・定款違反等および当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅延なく監査役に報告する。また、監査役は、必要に応じて取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
- ③ 当社は、前号に従い監査役への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役および従業員に対して不利益な取扱いを行うことを禁じ、その旨を当社グループ会社の役員および従業員に周知徹底する。
- ④ 監査役職務執行に関して生ずる費用については、会社の経費予算の範囲内において、担当部門において審議の上、不要であるとの証明がなされた場合を除き速やかに会社が負担する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部に調査を求めることができる。
- ② 監査役は、取締役と定期的に意見および情報の交換を行う。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ① 当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(10) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

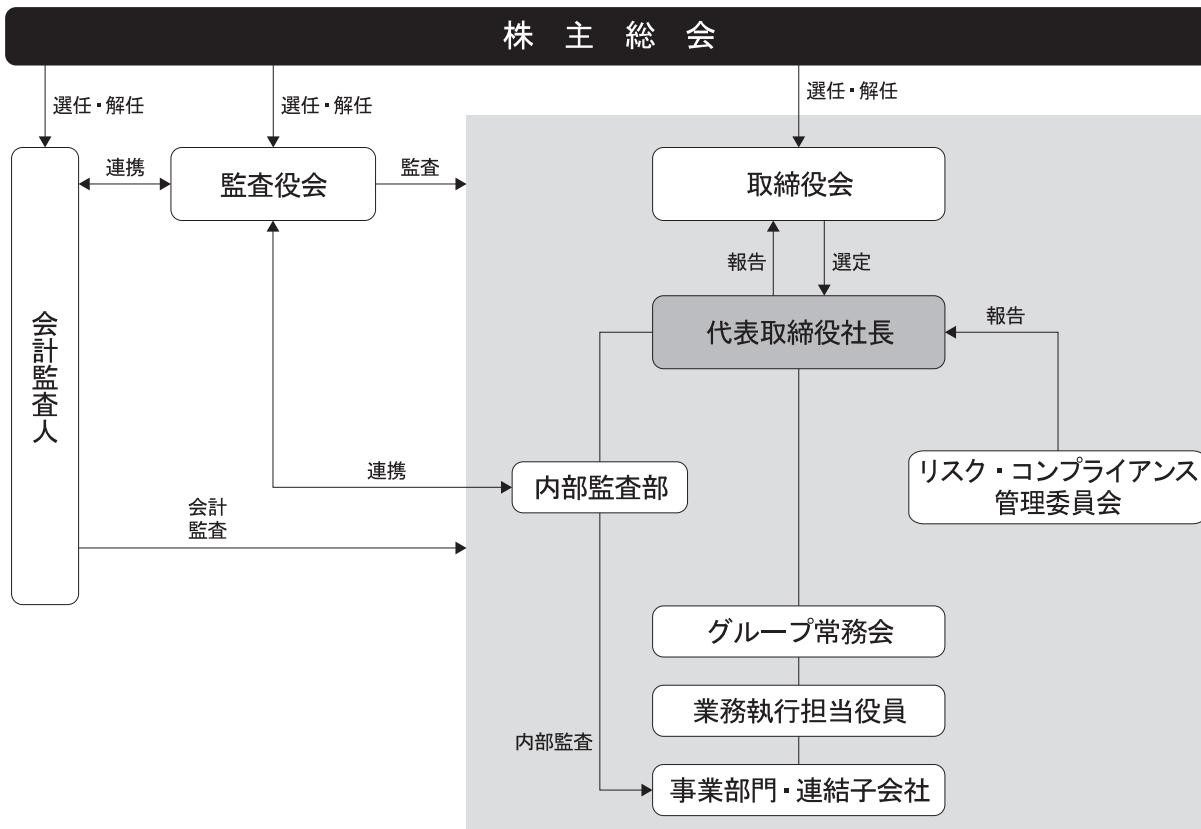
- ① 当社は金融商品取引法およびその他の法令の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な情報共有並びに業務遂行に努めました。当事業年度におきましては計21回開催いたしました。
- (2) リスク・コンプライアンス管理委員会を四半期ごとに開催し、事件・事故の発生状況並びに内部統制システム整備の一環として、リスクや問題点の把握、課題解決に向けた対応策の協議を行いました。
- (3) コンプライアンスについては、従業員の行動基準である「K U Z E W A Y」の入社時研修を行いました。
- (4) 関係会社の管理については「関係会社管理規程」を定め、諸施策の事前承認並びに活動の結果、管理体制について報告を受けました。
- (5) 監査役は、取締役および使用人の職務の執行について監査を行うとともに、監査役会を12回開催し、監査に関する重要事項について協議を行いました。また、各取締役と情報交換を行うなど、執行部門と監査部門の連携を図りました。
- (6) 内部監査部は、実施した監査について社長および監査役に報告するとともに、取締役会に報告いたしました。

■ コーポレート・ガバナンス体制



連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	12,017
現金及び預金	3,537
受取手形及び売掛金	5,267
商品及び製品	2,404
原材料及び貯蔵品	292
その他	528
貸倒引当金	△12
固定資産	5,656
(有形固定資産)	2,410
建物及び構築物	938
機械装置及び運搬具	326
土地	998
建設仮勘定	3
その他	142
(無形固定資産)	367
ソフトウェア	225
のれん	34
その他	107
(投資その他の資産)	2,878
投資有価証券	1,237
敷金及び保証金	350
保険積立金	1,183
繰延税金資産	94
その他	116
貸倒引当金	△103
資産合計	17,674

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	11,135
支払手形及び買掛金	6,308
短期借入金	2,323
1年内返済予定の長期借入金	1,041
未払金	756
未払法人税等	68
未払消費税等	112
賞与引当金	217
その他	308
固定負債	3,762
長期借入金	3,020
繰延税金負債	108
役員退職慰労引当金	215
退職給付に係る負債	223
資産除去債務	95
その他	99
負債合計	14,897
(純資産の部)	
株主資本	2,231
資本金	302
資本剰余金	249
利益剰余金	1,832
自己株式	△151
その他の包括利益累計額	545
その他有価証券評価差額金	430
為替換算調整勘定	108
退職給付に係る調整累計額	7
純資産合計	2,777
負債・純資産合計	17,674

連結計算書類

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		43,851
売上原価		34,344
売上総利益		9,506
販売費及び一般管理費		10,415
営業損失		908
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	11	
受取事務手数料	51	
雇用調整助成金	120	
その他	54	242
営業外費用		
支払利息	49	
支払手数料	24	
その他	6	80
経常損失		746
特別利益		
投資有価証券売却益	79	79
特別損失		
投資有価証券評価損	45	
固定資産除却損	4	
減損損失	1	51
税金等調整前当期純損失		717
法人税、住民税及び事業税	50	
法人税等調整額	△41	9
当期純損失		727
親会社株主に帰属する当期純損失		727

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本計
当期首残高	302	253	2,566	△151	2,970
会計方針の変更による累積的影響額			△5		△5
会計方針の変更を反映した当期首残高	302	253	2,560	△151	2,964
当期変動額					—
連結範囲の変動		△4	△0		△5
親会社株主に帰属する当期純損失			△727		△727
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△4	△728	—	△732
当期末残高	302	249	1,832	△151	2,231

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換 算調 整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	524	2	△0	△0	526	3,497
会計方針の変更による累積的影響額						△5
会計方針の変更を反映した当期首残高	524	2	△0	△0	526	3,491
当期変動額						—
連結範囲の変動						△5
親会社株主に帰属する当期純損失						△727
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△94	△2	108	8	19	19
当期変動額合計	△94	△2	108	8	19	△713
当期末残高	430	—	108	7	545	2,777

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 7社
連結子会社の名称
キスコフーズ株式会社
株式会社久世フレッシュ・ワン
KISCO FOODS INTERNATIONAL LIMITED
久世(香港)有限公司
旭水産株式会社
上海日生食品物流有限公司
久華世(成都)商貿有限公司
 - (2) 連結の範囲の変更
非連結子会社であった久華世(成都)商貿有限公司は重要性が増した為、連結の範囲に追加しております。
 - (3) 非連結子会社
該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社
該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない関連会社の数 2社
会社等の名称
JFCフレッシュ株式会社
東京中央食品株式会社

持分法を適用しない理由
持分法を適用しない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、久世(香港)有限公司、上海日生食品物流有限公司、久華世(成都)商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品・製品・原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 貯蔵品

主として最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として、建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。ただし、賃貸用のものについては定額法、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～45年

機械装置及び運搬具 4年～12年

その他 4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上の基準

当社グループは主に食材卸売業と食材製造業を行っており、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客へ移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内販売において、顧客による検収時までの期間が国内における出荷及び配送に要する日数を照らして取引慣行ごとに合理的と考えられる日数である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、輸出版売は、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
 - ③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a. ヘッジ手段 …………… 為替予約
 - b. ヘッジ対象 …………… 買掛金
 - ③ ヘッジ方針
為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
 - ④ ヘッジ有効性の評価
ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を評価しております。
- (7) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については5年間の均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当社は「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正。以下、「収益認識会計基準」という。）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日改正）」を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 製品及び商品の販売に係る収益認識

従来は、主に出荷時に収益を認識しておりましたが、国内販売においては主に顧客に製品又は商品が到着した時に、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき支配が顧客に移転した時に収益を認識する方法に変更しております。

(2) 代理人に係る収益

顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識基準会計第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の期首より、利益剰余金が5百万円減少しております。当連結会計年度の売上高および売上原価が1,646百万円減少した一方、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ0百万円増加しております。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 物流受託業に関する収益及び費用の計上区分

当社では、2021年2月22日の取締役会において、物流受託業務を新たな収益部門として事業化することを決議いたしました。これに伴い、2021年4月1日付けで同事業を担うプラットフォーム事業部を立上げ、あわせて同事業にかかる取引条件を見直し、契約を締結しております。従来は物流受託にかかわる収益と費用を営業外損益に計上しておりましたが、当連結会計年度の期首より、これを売上及び売上原価で計上する方法に変更しております。この結果従来の方法に比べて、売上高は111百万円増加し、営業損失は24百万円増加しております。

(会計上の見積に関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度に計上した繰延税金資産額	94百万円
当連結会計年度に計上した繰延税金負債額	108百万円
(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産額)	173百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社グループは、事業計画を基礎に見積もった将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しております。

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金、予定されている繰延税金資産の取崩、予想される将来の課税所得及びタックスプランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しております。特に、当社グループは、当期及び過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産41百万円を計上しております。将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画に基づいて行っております。

②主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の連結会計年度を基準とした売上高の回復率であります。ワクチンの浸透や感染者数の減少傾向から、今後まん延防止等重点措置等の行動制限の可能性は低下したと見込んでおり、2022年4月以降はある程度の回復トレンドに入り、下期以降は更に回復傾向が顕著となると仮定して、事業計画上の売上高を算定しております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産（食材卸売事業のうち、首都圏エリアに係る固定資産の減損）

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	605百万円
無形固定資産	5百万円
合 計	610百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社グループは、固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各営業拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合や、固定資産の時価が著しく下落した場合、拠点の撤退の意思決定をした場合、あるいは経営環境の著しい悪化

連結計算書類

を認識した場合等に減損の兆候があるものとしております。当社グループの固定資産の減損損失の認識・測定は、減損の兆候が把握された各資産グループの将来の事業計画に基づくキャッシュ・フローにて判定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画と事業計画が策定されている期間を超えた期間の売上高に基づいて行っております。

事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の連結会計年度を基準とした売上高の回復率であります。当連結会計年度において、首都圏エリアに係る食材卸事業に関する資産グループについて、減損の兆候を識別しており、減損損失の認識検討を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの合計額は帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画と事業計画が策定されている期間を超えた期間の売上高に基づいて行っております。

事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の連結会計年度を基準とした売上高の回復率であります。ワクチンの浸透や感染者数の減少傾向から、今後まん延防止等重点措置等の行動制限の可能性は低下したと見込んでおり、2022年4月以降はある程度の回復トレンドに入り、下期以降は更に回復傾向が顕著となると仮定して、事業計画上の売上高を算定しております。事業計画が算定されている期間を超えた期間については事業計画最終年度の状況が継続することと仮定し、不動産の正味売却価額は前連結会計年度末に取得した不動産鑑定評価額を基に公示地価等を用い補正して評価額としております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済状況の変更等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	115百万円
土地	384百万円
無形固定資産(その他)	36百万円
計	536百万円

(2) 担保付債務

長期借入金	1,150百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,399百万円
-------------------	----------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 3,882,500株
2. 配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度の末日に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
 - (2) 当連結会計年度の末日に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当連結会計年度末現在、当社グループは、主に卸売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入にて資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、当社グループは投機的な取引は行わない方針であります。
 - (2) 金融商品の内容及びリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクが存在します。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスク及び発行主体の信用リスク等が存在します。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、全て1年以内に支払期日が到来します。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。デリバティブ取引は、外貨建ての債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とする為替予約であります。なおヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
受取手形及び売掛金については、販売管理規程に従い、営業部門で取引先の信用状況を把握するとともに債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。
 - ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
 - ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、その見込みとの乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。
 - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額32百万円）は「その他有価証券」には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価を帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時 価(*)	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	1,204	1,204	—
資産計	1,204	1,204	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	4,061	3,946	115
負債計	4,061	3,946	115

(注)「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券株式	1,204	—	—	1,204
資産計	1,204	—	—	1,204

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2022年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	0	—	0
売掛金	—	5,266	—	5,266
資産計	—	5,266	—	5,266
支払手形及び買掛金	—	6,308	—	6,308
短期借入金	—	2,323	—	2,323
未払金	—	756	—	756
長期借入金	—	3,946	—	3,946
負債計	—	13,333	—	13,333

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、短期借入金並びに未払金

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

連結計算書類

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	報告セグメント				その他事業	合計
	食材卸売事業	食材製造事業	不動産賃貸事業	計		
首都圏	28,375	3,936	—	32,311	103	32,415
中京圏	1,823	151	—	1,975	8	1,983
関西圏	5,494	345	—	5,839	—	5,839
海外その他	3,371	234	—	3,606	—	3,606
顧客との契約から生じる収益	39,065	4,668	—	43,733	111	43,845
その他の収益	—	—	6	6	—	6
外部顧客への売上高	39,065	4,668	6	43,739	111	43,851

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり物流受託業務です。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 750円35銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 196円53銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

(第三者割当による自己株式の処分及び第三者割当による新株式の発行)

(1) 国分グループ本社株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分

当社は、2022年3月18日開催の取締役会において、財務基盤の強化を目的として、下記のとおり同社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を決議し、2022年4月11日に払込が完了しております。

- ① 募集方法 第三者割当
 ② 募集株式の種類及び数 普通株式181,118株
 ③ 処分価格 1株につき837.9円
 ④ 引受価額 1株につき757円
 この価額は、当社が引受人より1株当たりの払込金として受け取った金額であります。なお、処分価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額 1株につき757円（会社法上の払込金額であり、2022年3月18日開催の取締役会において決定された金額）
- ⑥ 発行価額の総額 137百万円
 ⑦ 引受価額の総額 137百万円
 ⑧ 払込期日 2022年4月11日
 ⑨ 資金の使途 借入金の返済に充当致します。
- (2) 国分グループ本社株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行
 当社は、2022年3月18日開催の取締役会において、財務基盤の強化を目的として、下記のとおり同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議し、2022年4月11日に払込が完了しております。
- ① 募集方法 第三者割当
 ② 発行株式の種類及び数 普通株式743,827株
 ③ 割当価格 1株につき757円
 ④ 払込金額 1株につき757円（会社法上の払込金額であり、2022年3月18日開催の取締役会において決定された金額）
- ⑤ 資本組入額 1株につき368.6円
 ⑥ 払込金額 563百万円
- | | | |
|--------------------|-------------|--------|
| ⑦ 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額 | 274百万円 |
| | 増加する資本準備金の額 | 274百万円 |
| | 自己株式処分差損額 | 14百万円 |
- ⑧ 払込期日 2022年4月11日
 ⑨ 資金の使途 上記「(1) 第三者による自己株式の処分 ⑨ 資金の使途」と同一であります。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	8,298
現金及び預金	2,272
売掛金	4,218
商品	1,353
貯蔵品	5
前払費用	66
未収入金	368
その他	24
貸倒引当金	△9
固定資産	5,129
(有形固定資産)	1,218
建物	397
構築物	0
機械及び装置	0
工具、器具及び備品	15
土地	738
リース資産	65
(無形固定資産)	215
借地権	36
ソフトウェア	171
その他	8
(投資その他の資産)	3,695
投資有価証券	1,234
関係会社株式	979
長期貸付金	541
破産更生債権等	103
長期前払費用	7
敷金及び保証金	274
保険積立金	1,118
その他	0
貸倒引当金	△565
資産合計	13,428

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	9,340
支払手形	40
買掛金	5,398
短期借入金	2,273
1年内返済予定の長期借入金	721
リース債務	29
未払金	506
未払費用	100
未払法人税等	24
未払消費税等	88
前受金	11
預り金	37
賞与引当金	100
その他	10
固定負債	3,206
長期借入金	2,620
リース債務	41
繰延税金負債	104
退職給付引当金	183
役員退職慰労引当金	163
資産除去債務	85
その他	7
負債合計	12,547
(純資産の部)	
株主資本	449
資本金	302
資本剰余金	291
資本準備金	291
利益剰余金	7
利益準備金	15
その他利益剰余金	△7
別途積立金	2,110
繰越利益剰余金	△2,117
自己株式	△151
評価・換算差額等	431
その他有価証券評価差額金	431
純資産合計	881
負債・純資産合計	13,428

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		33,490
売上原価		26,921
売上総利益		6,568
販売費及び一般管理費		7,551
営業損失		982
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	31	
受取事務手数料	68	
雇用調整助成金	114	
その他	39	259
営業外費用		
支払利息	42	
支払手数料	24	
貸倒引当金繰入額	73	140
経常損失		863
特別利益		
投資有価証券売却益	79	79
特別損失		
投資有価証券評価損	43	
固定資産除却損	2	
減損損失	1	47
税引前当期純損失		831
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	△28	△24
当期純損失		807

計算書類

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	302	291	15	2,110	△1,310
当期中の変動額					
当期純損失					△807
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	—	—	—	—	△807
当期末残高	302	291	15	2,110	△2,117

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	814	△151	1,257	524	524	1,781
当期中の変動額			—			—
当期純損失	△807		△807			△807
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			—	△93	△93	△93
当期中の変動額合計	△807	—	△807	△93	△93	△900
当期末残高	7	△151	449	431	431	881

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
市場価格のないもの
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

- ① 商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他については定率法を採用しております。ただし、賃貸用のものについては定額法並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～45年
構築物	10年～20年
工具器具備品	4年～20年
その他	4年～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は、次のとおりであります。
ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。
なお、主な償却期間は5年であります。

- (4) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に食材卸売業を行っており、これらの約束した財又はサービスの支配が顧客へ移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品又は製品の国内販売において、顧客による検収時までの期間が国内における出荷及び配送に要する日数に照らして取引慣行ごとに合理的と考えられる日数である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当社は「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正。以下「収益認識会計基準」という。）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日改正）」を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該

財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 製品及び商品の販売に係る収益認識

従来は、主に出荷時に収益を認識しておりましたが、国内販売においては主に顧客に製品又は商品が到着した時に収益を認識する方法に変更しております。

(2) 代理人に係る収益

顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高および売上原価がそれぞれ2,138百万円減少しておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

なお、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

3. 物流受託業務に関する収益及び費用の計上区分

当社では、2021年2月22日の取締役会において、物流受託業務を新たな収益部門として事業化することを決議いたしました。これに伴い、2021年4月1日付けで同事業を担うプラットフォーム事業部を立上げ、あわせて同事業にかかる取引条件を見直し、契約を締結しております。従来は物流受託にかかわる収益と費用を営業外損益に計上しておりましたが、当事業年度の期首より、これを売上及び売上原価で計上する方法に変更しております。この結果従来の方法に比べて、売上は111百万円増加し、営業損失は24百万円増加しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

計算書類

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度に計上した繰延税金資産額	一百万円
当事業年度に計上した繰延税金負債額	104百万円
(繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産額)	78百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社は、事業計画を基礎に見積った将来の課税所得に基づき、回収可能額について繰延税金資産を計上しております。当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金、予定されている繰延税金資産の取崩、予想される将来の課税所得及びタックスプランニングを考慮し、繰延税金資産を認識しております。特に、当社は、当期及び過年度に生じた税務上の繰越欠損金を有しており、予測される将来の課税所得の見積りに基づき、税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産23百万円を計上しております。将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画に基づいて行っております。

②主要な仮定

事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の事業年度を基準とした売上高の回復率であります。ワクチンの浸透や感染者数の減少傾向から、今後まん延防止等重点措置等の行動制限の可能性は低下したと見込んでおり、2022年4月以降はある程度の回復トレンドに入り、下期以降は更に回復傾向が顕著となると仮定して、事業計画上の売上高を算定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産（食材卸売事業のうち、首都圏エリアに係る固定資産の減損）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	605百万円
無形固定資産	5百万円
合計	610百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

当社は、固定資産の減損の兆候の有無を把握するに際して、各営業拠点を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合や、固定資産の時価が著しく下落した場合、拠点の撤退の意思決定をした場合、あるいは経営環境の著しい悪化を認識した場合等に減損の兆候があるものとしております。当社の固定資産の減損損失の認識・測定は、減損の兆候が把握された各資産グループの将来の事業計画に基づいたキャッシュ・フローにて判定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画と事業計画が策定されている期間を超えた期間の売上高に基づいて行っております。事業計画における主要な仮定は、コロナウイルス感染症の

影響を受ける直前の事業年度を基準とした売上高の回復率であります。当事業年度において、首都圏エリアに係る食材卸事業に関する資産グループについて、減損の兆候を識別しており、減損損失の認識検討を行った結果、割引前将来キャッシュ・フロー合計額は帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識していません。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された事業計画と事業計画が策定されている期間を超えた期間の売上高に基づいて行っております。事業計画における主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前の事業年度を基準とした売上高の回復率であります。ワクチンの浸透や感染者数の減少傾向から、今後まん延防止等重点措置等の行動制限の可能性は低下したと見込んでおり、2022年4月以降はある程度の回復トレンドに入り、下期以降は更に回復傾向が顕著となると仮定して、事業計画上の売上高を算定しております。事業計画が策定されている期間を超えた期間については事業計画最終年度の状況が継続することと仮定し、不動産の正味売却価額は前事業年度末に取得した不動産鑑定評価額を基に公示地価等を用い補正して評価額しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済状況の変更等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

当該関係会社に関する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。	
短期金銭債権	27百万円
長期金銭債権	541百万円
短期金銭債務	136百万円

2. 取締役に対する金銭債権 22百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,866百万円

4. 担保に供している資産およびこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産	
建物	115百万円
土地	384百万円
借地権	36百万円
計	535百万円
(2) 対応する債務	
長期借入金	1,150百万円

5. 保証債務

子会社の借入債務	38百万円
----------	-------

計算書類

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
売上高	148百万円
仕入高	1,032百万円
販売費及び一般管理費	1百万円
営業取引以外の取引高	41百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	181,118株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(1) 繰延税金資産	
賞与引当金	30百万円
貸倒引当金	163百万円
役員退職慰労引当金	49百万円
投資有価証券評価損	40百万円
関係会社株式評価損	83百万円
退職給付引当金	56百万円
資産除去債務	26百万円
繰越欠損金	801百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	1,287百万円
評価性引当額	△1,209百万円
繰延税金資産合計	78百万円
(2) 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△175百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△7百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△183百万円
(3) 繰延税金資産（負債）の純額	△104百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	キスコフーズ(株)	(所有) 直接100.0%	同社製品の 一部購入 役員の兼任	営業取引	製品の仕入 (注1、2)	1,096	買掛金	108
子会社	(株)久世 フレッシュ・ワン	(所有) 直接100.0%	同社商品の 一部購入 資金の貸付 役員の兼任	営業取引	商品の仕入 (注1、2)	—	買掛金	24
				営業取引 以外の取引	資金の貸付 (注3)	—	長期貸付金	541
					利息の受取 (注4)	3	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件は、市場相場を勘案し決定しております。
 2. 記載金額の内、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3. 関係会社への貸付金につき、合計461百万円の貸倒引当金を計上しております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	久世健吉	(被所有) 直接16.73%	当社代表取締役会長	不動産の賃借(注1)		29	—	—
				不動産の賃借に対する 保証金の差し入れ		—	保証金	22
役員 の 近 親 者 が 議 決 権 の 過 半 を 有 す る 会 社 等	株式会社 サンクゼール (注3)	—	商品の販売等	営業取引 (注2)	商品の販売	18	売掛金	4

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 久世健吉氏からの本社ビルの賃借料については不動産鑑定士の鑑定評価額に基づき決定しております。また、賃料の8ヶ月分相当を保証金として差し入れております。
 2. 株式会社サンクゼールとの当社商品の販売については、市場価格を参考に決定しております。
 3. 当社役員久世健吉の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 238円04銭
 2. 1株当たり当期純損失 218円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

後発事象においては、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年6月1日

株式会社 久 世

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社久世の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社久世及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年6月1日

株式会社 久 世

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 亮 一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫛 田 達 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社久世の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の業務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり提出いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役会へ出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、監査役会としては、今後内部統制システムの強化が不断に図られるよう取締役会の対応を注視してまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月2日

株式会社 久世 監査役会

常勤監査役 後藤 明彦 印

社外監査役 大鹿 博文 印

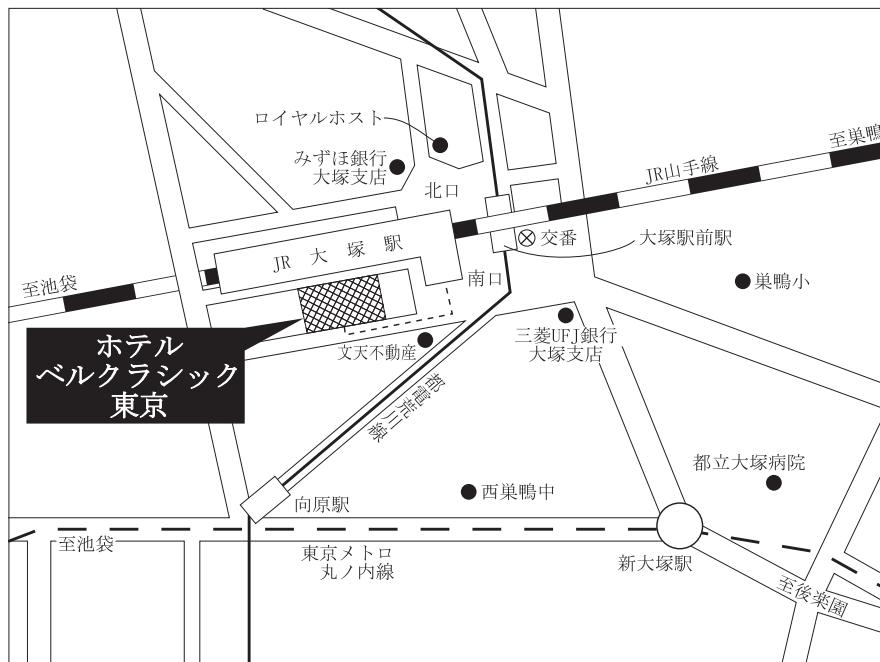
社外監査役 和井田 堯彦 印

以上

株主総会会場ご案内図



- 日 時 2022年6月24日（金曜日）
- 会 場 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 4階「フィガロ」の間
電話 03-5950-1200（代表）
- 交 通 JR山手線 大塚駅 南口より 徒歩約2分
都電荒川線 大塚駅前駅より 徒歩約2分
東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅より徒歩約7分



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主さまの安全を最優先とし、株主総会当日の健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただくとともに、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

ご来場いただく場合は必ずマスク着用の上、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をお願いいたします。ご来場いただいても、発熱や咳などの症状がある場合や感染防止策にご協力いただけない場合は、入場をお断りいたします。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。